

# 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第90回） 第77回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部 合同会議

- 日時：令和3年7月29日（木）午後4時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、統轄監  
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、総務部、福祉保健部  
子育て・人財局、生活環境部、県土整備部  
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター  
（鳥取市）市長、保健所長、健康こども部長  
（テレビ会議参加）市町村長（一部、災害対策本部室参加）
- 議題：
  - （1）症例報告について
  - （2）その他

# 新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議(7/27)以降公表事例)

<鳥取市保健所管内:県内674~681例目(鳥取市保健所管内280~287例目)>

陽性 確認日	陽性 公表日	事 例	管轄 保健所	年代	性別	居住地	職業等	既陽性者との接触等
7月27日	7月28日	県内674例目 (鳥取市保健所管内280例目)	鳥取市	非公表	非公表	非公表	非公表	
7月27日	7月28日	県内675例目 (鳥取市保健所管内281例目)	鳥取市	30代	男	鳥取市	会社員	
7月27日	7月28日	県内676例目 (鳥取市保健所管内282例目)	鳥取市	非公表	非公表	鳥取市	非公表	
7月27日	7月28日	県内677例目 (鳥取市保健所管内283例目)	鳥取市	30代	男	東部地区	会社員	
7月27日	7月28日	県内678例目 (鳥取市保健所管内284例目)	鳥取市	非公表	非公表	非公表	非公表	
7月27日	7月28日	県内679例目 (鳥取市保健所管内285例目)	鳥取市	40代	男	鳥取市	非公表	
7月27日	7月28日	県内680例目 (鳥取市保健所管内286例目)	鳥取市	30代	男	非公表	会社員	
7月27日	7月28日	県内681例目 (鳥取市保健所管内287例目)	鳥取市	非公表	非公表	鳥取市	会社員	

# 新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議(7/27)以降公表事例)

<鳥取市保健所管内: 県内685～694、711～712例目(鳥取市保健所管内288～297、298～299例目)>

陽性 確認日	陽性 公表日	事 例	管轄 保健所	年代	性別	居住地	職業等	既陽性者との接触等
7月28日	7月29日	県内685例目 (鳥取市保健所管内288例目)	鳥取市	30代	女	鳥取市	会社員	
7月28日	7月29日	県内686例目 (鳥取市保健所管内289例目)	鳥取市	非公表	男	鳥取市	会社員	
7月28日	7月29日	県内687例目 (鳥取市保健所管内290例目)	鳥取市	非公表	非公表	非公表	非公表	
7月28日	7月29日	県内688例目 (鳥取市保健所管内291例目)	鳥取市	30代	女	鳥取市	非公表	
7月28日	7月29日	県内689例目 (鳥取市保健所管内292例目)	鳥取市	40代	女	非公表	アルバイト	
7月28日	7月29日	県内690例目 (鳥取市保健所管内293例目)	鳥取市	40代	男	鳥取市	自営業	
7月28日	7月29日	県内691例目 (鳥取市保健所管内294例目)	鳥取市	非公表	非公表	鳥取市	非公表	
7月28日	7月29日	県内692例目 (鳥取市保健所管内295例目)	鳥取市	30代	男	東部地区	非公表	
7月28日	7月29日	県内693例目 (鳥取市保健所管内296例目)	鳥取市	非公表	非公表	非公表	非公表	
7月28日	7月29日	県内694例目 (鳥取市保健所管内297例目)	鳥取市	30代	男	鳥取市	会社員	
7月28日	7月29日	県内711例目 (鳥取市保健所管内298例目)	鳥取市	20代	女	鳥取市	非公表	
7月28日	7月29日	県内712例目 (鳥取市保健所管内299例目)	鳥取市	10代	男	鳥取市	非公表	

# 新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議(7/27)以降公表事例)

<県設置保健所管内:県内682～684、695～710例目>

陽性 確認日	陽性 公表日	事 例	管轄 保健所	年代	性別	居住地	職業等	既陽性者との接触等
7月27日	7月28日	県内682例目	米子	50代	女	米子市	非公表	
7月27日	7月28日	県内683例目	米子	非公表	男	非公表	非公表	
7月27日	7月28日	県内684例目	米子	非公表	男	西部地区	非公表	
7月28日	7月29日	県内695例目	倉吉	非公表	非公表	非公表	会社員	
7月28日	7月29日	県内696例目	倉吉	非公表	非公表	非公表	会社員	
7月28日	7月29日	県内697例目	倉吉	非公表	非公表	非公表	非公表	
7月28日	7月29日	県内698例目	倉吉	非公表	非公表	非公表	非公表	
7月28日	7月29日	県内699例目	倉吉	30代	男	倉吉市	会社員	
7月28日	7月29日	県内700例目	米子	非公表	男性	西部地区	無職	
7月28日	7月29日	県内701例目	米子	10代	男性	県外	会社員	
7月28日	7月29日	県内702例目	米子	非公表	非公表	非公表	非公表	
7月28日	7月29日	県内703例目	米子	非公表	非公表	非公表	非公表	
7月28日	7月29日	県内704例目	米子	非公表	非公表	非公表	非公表	
7月28日	7月29日	県内705例目	米子	40代	男性	西部地区	非公表	
7月28日	7月29日	県内706例目	米子	40代	男性	米子市	会社員	
7月28日	7月29日	県内707例目	米子	50代	男性	米子市	会社員	
7月28日	7月29日	県内708例目	米子	非公表	非公表	非公表	非公表	
7月28日	7月29日	県内709例目	米子	非公表	女性	西部地区	会社員	
7月28日	7月29日	県内710例目	米子	非公表	非公表	非公表	会社員	

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(16例目)

感染者が利用していた施設で、県内16例目となる新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が発生したことが、7月29日に確認されたため、条例に基づき以下のとおり対応する。

## 1. クラスターが発生した施設

Stayvia（ステイヴィア）（鳥取市商栄町230-2）

## 2. クラスターと認められる施設への立入りが確認された陽性者

13人

## 3. 患者対応

感染症指定医療機関及び入院協力医療機関に入院予定（7/29正午現在）

## 4. クラスター対策条例に基づく対応状況

### 根拠条文（まん延防止のための措置）

第6条第1項 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

### 対応状況

- 条例に基づき、施設側に調査への協力と施設の使用停止を含む感染拡大防止措置の実施を求めた。
- 施設側は、施設を使用停止しているほか、保健所の指示に基づき感染拡大防止に協力しており、把握できている利用者等に検査を受けるよう連絡を行っている。
- 今後、施設の感染対策の点検調査のため、クラスター対策特命チームや鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの派遣を予定。

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(16例目)

## 根拠条文(公表)

第7条第1項 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

## 対応状況

- 施設の管理者は利用客の連絡先を全て把握しておらず、PCR検査受検を広く呼びかける必要があるため、クラスター対策条例に基づき店名を公表し、施設利用者等にPCR検査受検について広く呼びかけていく。
- なお、事業者においても、先だて既に店名を公表されている。

## 根拠条文(必要な措置の勧告)

第8条第1項 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

## 対応状況

- 施設は、現在使用停止中。
- 今後、感染拡大防止措置が適切に講じられていないと判断される場合は、適切な措置を行うよう勧告する。

# クラスター認定施設に係るPCR検査の受検勧奨

感染者が利用していた施設で、県内16例目となるクラスターの発生が確認されました。  
下記検査対象者に該当する方は、接触者等相談センターへ御連絡いただくようお願いします。

記

【店 舗 名】 **Stayvia (ステイヴィア)** (鳥取市商栄町230-2)

【検査対象者】 **7月25日(日)** に上記店舗に立ち寄られた方

## 接触者等相談センター

(東部地区) ☎ **0857-22-5625** 毎日8:30~17:15

(ファクシミリ) **0857-20-3962**

(中部地区) ☎ **0858-23-3135** 毎日8:30~17:15

(ファクシミリ) **0858-23-4803**

(西部地区) ☎ **0859-31-0029** 毎日8:30~17:15

(ファクシミリ) **0859-34-1392**

- 店舗名の公表は、利用者に感染リスクを知ってもらい、速やかにPCR検査を受けていただくことを目的としており、決して罰則のような趣旨ではありません。
- 当該店舗や感染者、利用者等に対する誹謗中傷、不当な差別、プライバシー侵害等に繋がらないよう、報道に際しては特段の御配慮をお願いします。

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(17例目)

感染者が利用していた施設で、県内17例目となる新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が発生したことが、7月29日に確認されたため、条例に基づき以下のとおり対応する。

## 1. クラスターが発生した施設

ライブ演奏のある飲食店（鳥取市内）

## 2. クラスターと認められる施設への立入りが確認された陽性者

8人（従事者1人、出演者及び利用客7人）

## 3. 患者対応

感染症指定医療機関及び入院協力医療機関に入院予定（7/29正午現在）

## 4. クラスター対策条例に基づく対応状況

### 根拠条文（まん延防止のための措置）

第6条第1項 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

### 対応状況

- 条例に基づき、施設側に調査への協力と施設の使用停止を含む感染拡大防止措置の実施を求めた。
- 施設側は、施設を使用停止しているほか、保健所の指示に基づき感染拡大防止に協力しており、利用者の名簿提供、検査対象者への連絡を行っている。
- 今後、施設の感染対策の点検調査のため、クラスター対策特命チームや鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの派遣を予定。

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(17例目)

## 根拠条文(公表)

第7条第1項 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

## 対応状況

- 全ての利用者等に連絡できない場合には公表する旨、クラスター発生施設側に説明し協力を求めたところ、全員に連絡したとの説明があり、その事実を確認するため、利用者名簿も別途提出していただいた。
- 利用者名簿にある利用客全てにPCR検査を受けるよう勧奨済み。
- 今後、利用者名簿にない利用客の存在が判明した場合には、公表も視野に対応。

## 根拠条文(必要な措置の勧告)

第8条第1項 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

## 対応状況

- 施設は、現在使用停止中。
- 今後、感染拡大防止措置が適切に講じられていないと判断される場合は、適切な措置を行うよう勧告する。

# デルタ株感染嚴重警戒情報

全国各地で過去最高の感染者を記録するなど、感染力の強いデルタ株の感染が全国で急拡大し、本県においても県内全域に拡大しています。感染予防のレベルアップをお願いします。

**嚴重警戒区域**

**全県（7/29～）**

- マスクの着用をお願いします。
- 不要不急の外出を控え、業務・懇親・会食をはじめ、人と人との接触機会をできるだけ減らしてください。
- 帰省を含め県外との往来は控えましょう。また、県外の人との会食も控えましょう。
- 多くの人が集まるイベント、狭い空間での大騒ぎはこの夏は控えてください。

# 分科会提言の指標と鳥取県(全体)の状況

指標				鳥取県 7月29日(予定を含む)		ステージⅢ の指標目安	ステージⅣ の指標目安
医療提供体制等の負荷	①医療の ひっ迫 具合	入院医療	確保病床の 使用率	43.0% (141/328床)	東部 33.3% 中部 16.7% 西部 62.1%	20%以上	50%以上
			入院率 (入院者/療養者)	82.5% (141/171人)	東部 100% 中部 100% 西部 75.0%	40%以下	25%以下
		重症者用 病床	確保病床の 使用率	4.3% (2/47床)	東部 0% 中部 0% 西部 10.5%	20%以上	50%以上
	② 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.4万人で計算			30.9人 (実数171人)	東部 18.3人 中部 10.1人 西部 52.2人	20人以上	30人以上
	③ PCR陽性率(直近1週間)			2.4% (85/3,522)	-	5%以上	10%以上
感染状況 ※7/23~ 7/29発表分	④ 新規陽性者数(対人口10万人/週)		15.3人 (実数85人)	東部 15.1人 中部 6.0人 西部 19.6人	15人以上	25人以上	
	⑤ 感染経路不明割合(直近1週間)		29.4% (25/85人)	-	50%以上	50%以上	

- 現時点で①の一部、②④の指標はステージⅢの目安を上回っているが、それ以外の指標を総合的に判断し、本県はステージⅢに達していないと考える。
- 今後の感染拡大の状況によってはステージⅢへの到達も考えられる。

# 最近の感染傾向からの感染対策・注意点

人が集まる場面や、狭い空間で大声を出すイベントを通じた感染拡大事例が複数確認されています。

最大限の注意と感染予防対策の徹底をお願いします。

## 最近の感染事例から見る感染リスクの高い場面

- ・ 狭い店内に人が密集し、大きな声を出す
- ・ 換気が不十分な空間で、マスク着用が不徹底
- ・ 朝礼など人が集まる場面で、人と人との距離が不十分
- ・ パーテーション設備を適切な場所に置いていない店内での飲食



# ライブ演奏のある飲食店の緊急点検の実施

- ◆ライブ演奏のある飲食店の緊急点検を明日中に実施
  - ・対象 14店舗
  - ・鳥取市内の店舗については、鳥取市と連携
  
- ◆感染拡大事案を踏まえた感染防止対策の再周知
  - ・感染拡大の事例と必要な対策を徹底するようHP、ダイレクトメールにより再周知
  - ・飲食店等の認証審査の現地確認に併せて、注意喚起

# 建設工事における感染防止対策について

建設工事関係者に対して、工事現場の感染防止対策と、県外からの転入対策について再徹底を要請した。

## ■ 建設工事現場での感染防止対策

マスク、手指消毒や宿舍対策などの基本的な感染防止対策の徹底

## ■ 県外からの建設工事関係者の転入対策

「感染流行警戒地域(Ⅳ)」、「感染流行嚴重警戒地域(Ⅴ)」等から転入してくる建設工事関係者への対応

- ① 転入する前の14日間、外出を自粛する。
- ② その後、P C R 検査を受診し、陰性が確認された後に転入する。
- ③ 転入後、業務外においても不要不急の外出を控え、懇親・会食をはじめ、人と人との接触機会をできるだけ減らす。

## ■ これらについて国、市町村、業界団体に対し要請文書を発出済

## ■ この他、再生可能エネルギー発電開発事業者に対して、上記内容と同様の要請文書を発出済

# 鳥取大学の対応状況

○7月27日（火）鳥取キャンパス学生2名の陽性が判明

○翌28日（水）新たに学生2名、教職員1名の陽性が判明

- ・7/28（水）午後から、授業を全てオンラインに切替（当面の間）
- ・課外活動は全面中止（当面の間）
- ・保健所の指導の下、校内消毒作業等必要な措置を実施
- ・7/29（木）～8/1（日）の学内ワクチン職域接種については、予定どおり実施予定

# 感染拡大を受けての県庁の体制

- **クラスター対策特命チームの派遣**
  - ・クラスター対策特命チームを鳥取市・倉吉・米子保健所へ派遣
- **積極的疫学調査体制の強化**
  - ・市町村からの派遣をお願いしたい
  - ・OB・OG保健師を活用、職員派遣を増員 ※総勢50名の応援態勢も継続
  - ・交代・時差勤務体制により、休日・時間外も含めて対応
- **在宅等支援センターの運営**
  - ・本庁職員を加えて、倉吉・米子保健所で体制構築
- **宿泊療養施設の運営**
  - ・西部地区における新規施設の開設調整のため本庁職員2名を派遣
  - ・各地区における運営体制を確保
- **ライブ演奏のある飲食店等の緊急点検**
  - ・鳥取市と連携しチーム編成して実施
- **飲食店への営業時間短縮を要請(7/21~8/3)**
  - ・飲食店等の時短要請のご協力と感染予防徹底の呼びかけを実施
  - ・コロナ禍打破特別応援金コールセンターを設置

# 県庁業務の「新型コロナ緊急体制」へのシフト(全県)

## ■ 職場内の感染対策強化と予防的BCPの実施について

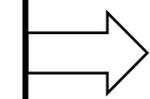
感染力の強いデルタ株の感染が全国で急拡大し、本県においても県内全域に拡大していることから、職員の感染予防対策をより一層強化するとともに、職員が感染した場合においても、県庁の業務継続を図り、県民生活・県民経済への影響を最小限に抑えるため予防的BCPを実施する(7/29～)

バックアップ体制の構築	新型コロナ関連業務を優先することとし、各所属の不急の業務を先送り等を行い執務室内の職員を削減し、感染リスクの低減を図るとともに、バックアップ体制を確保する。 ＜優先的に行う業務例＞ ・積極的疫学調査やデルタ株対策などの保健所業務 ・ワクチン接種に関する業務
非接触型勤務の徹底、鳥取型オフィスシステム等のレベルアップ	・非接触型勤務を徹底するため、原則として集合型の会議や打合せは行わず、リモートで対応 ・フィジカルディスタンスを確保するための執務機の配置、アクリル板の設置（「鳥取型オフィスシステム」）を再徹底 ・手指消毒、共用物品（コピー機・電話機等）の定期消毒、換気をレベルアップ
庁舎内へウイルスを持ち込まない対策の再徹底	・職員の検温、健康観察員による健康チェックを徹底 ・来庁者の手指消毒徹底や検温の実施

# 療養者の症状（R3. 7. 29現在）

## < 中等症以上の事例 >

20～30代 4名  
40～50代 8名



若・中年層でも中等症以上の事例が多くみられる

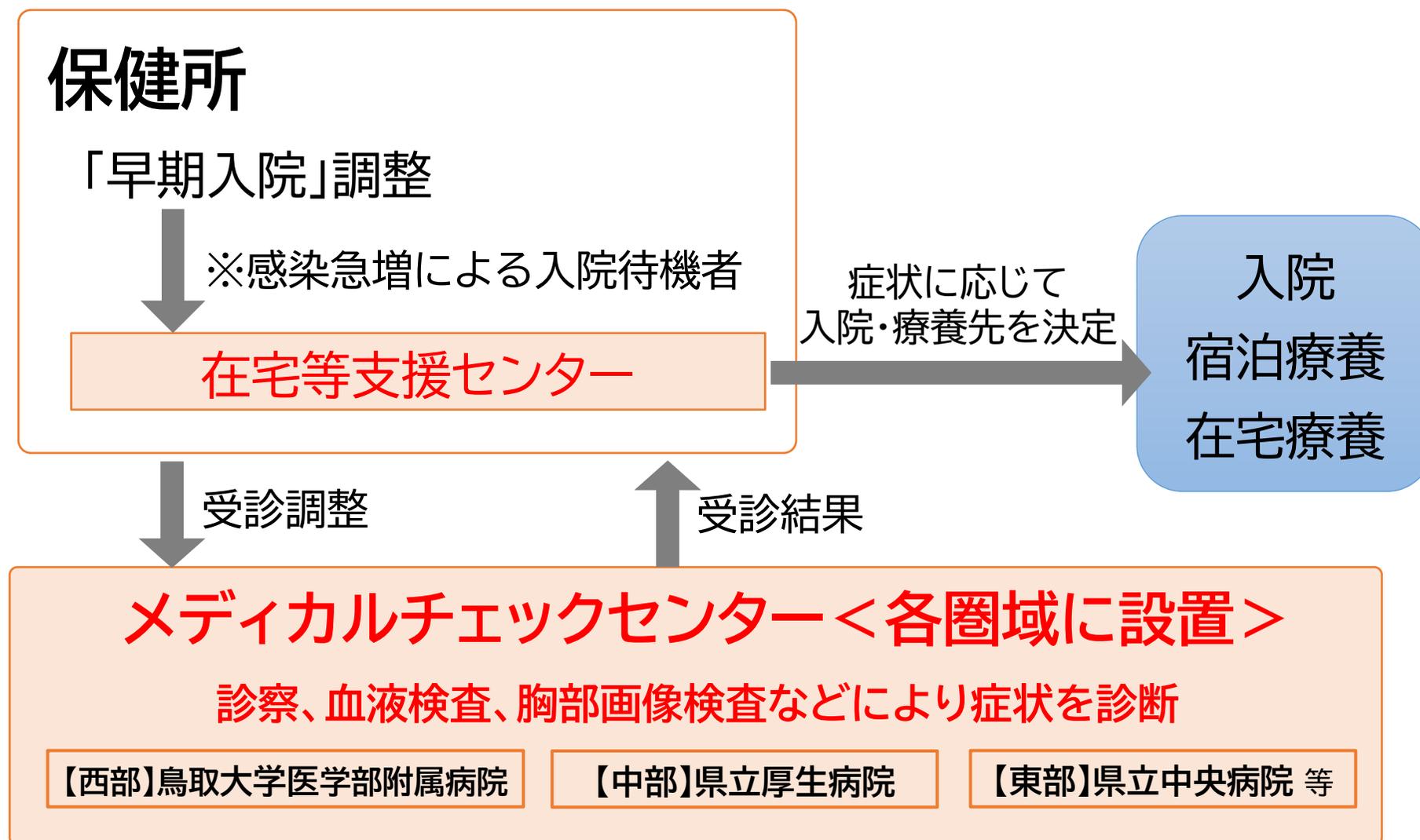
中等症以上の療養者（年代別）



➤ 50代での重症の事例もあり

# 感染急拡大に備えた「鳥取方式+α」の全県展開

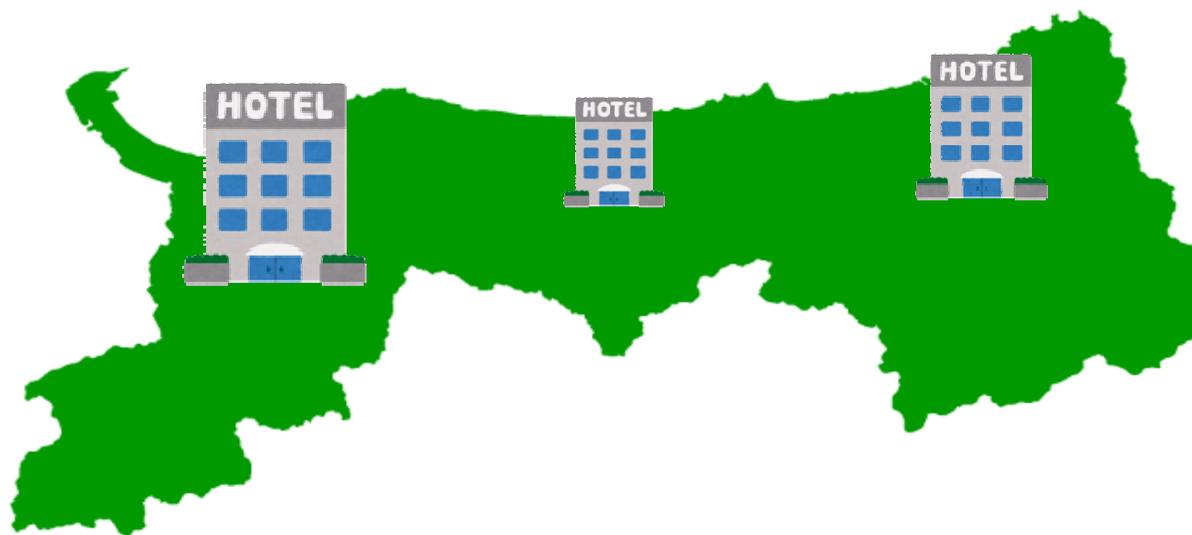
## メディカルチェックセンターを東部・中部にも設置



# 宿泊療養施設の拡充

## 宿泊療養施設の収容能力を倍増(8月1日～)

現状	8月1日～	備考
141室	<b>271室</b>	東部 66室 中部 35室 西部 40室⇒170室



# 感染増大警戒情報

東部地区、西部地区において相次いで感染経路不明な陽性者が確認されています。

感染力の強いデルタ株、アルファ株により、ウイルス量の多い陽性事例が複数確認され、家庭内での感染も多くみられます。

<b>嚴重警戒レベル</b>	<b>東部地区</b>
	<b>中部地区</b>
	<b>西部地区</b>

# 鳥取県版新型コロナウイルス警報（7月29日現在）

全県に警報を発令する非常事態です。

地域	発令区分	備考
東部地区	警報	7/27～
中部地区	警報	7/25～
西部地区	特別警報	7/19～

## 県西部の皆さんへ

- 医療ひっ迫につながる非常に危険な状態です。
- 不要不急の外出は控えてください。
- 会食は普段一緒にいる人だけでお願いします。
- 多くの人が集まるイベント中止の検討をお願いします。  
実施される場合は、ガイドラインを遵守し感染予防対策の徹底を

# 夏休み・お盆期間中の感染対策

- 帰省など県外との往来は控え、電話などで心を届けましょう
- 会食時は、密を徹底的に回避して、普段一緒にいる人とマスク会食を
- 東京オリンピック・パラリンピックは、自宅で普段一緒にいる人とテレビで応援を
- 家庭や職場においてもマスク、手洗い、換気、消毒などの感染対策の徹底を
- 風邪など体調不良の時は、医療機関を受診し、検査を
- ワクチン接種後も、感染予防の徹底を

# 鳥取県への帰省をご検討の皆様へ

- この夏は、鳥取県への帰省はお控えください。
- 大切な方には電話等により心を届けましょう。



## 《県産品でコロナ禍の学生を応援！「#よきよき鳥取」仕送り便事業》

新型コロナの感染拡大等の影響により、帰省を制限・断念せざるを得ない学生に対し、本県ゆかりの品を送る事業を昨年に引き続き実施します。

⇒気持ちだけ帰省いただき、ふるさとの良さを再認識してください

- **県出身の県外大学生等**や**県内の大学生等**に鳥取県ゆかりの品を送付。
- 申込みは、県内の就活情報等を配信する**ふるさと鳥取アプリ**“とりふる”から。



## 人権配慮に係る県民へのメッセージ

**感染者や関係先に対する、心ない言動や誹謗中傷、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。**

感染者自身のほか、関係先や立ち寄り先などに対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むように支えましょう。

**本県では、インターネットによる誹謗中傷等のサーベイランスを行っています。**

確認された誹謗中傷等の画像や文章は、保存し、被害者の訴訟時の証拠として本人の求めに応じて提供します。また、県と弁護士会、県警、法務局の4者連携による「新型コロナ関連誹謗中傷等に関する相談支援連絡会」で事例発生時等に支援を行います。

**ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。**

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。



私たちはウイルスと闘っています。皆が思いやりの気持ちを持ち、お互い「ただいま」「おかえり」と笑顔で言い合える人の輪を「地域」「家庭」「職場・学校」に広げていきましょう。